



21 消安第 8302 号  
平成 21 年 10 月 22 日

動物検疫所長 殿

消費・安全局長

米国ケンタッキー州から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉  
等の輸入一時停止措置の解除について

米国ケンタッキー州から日本向けに輸出される家きん及び家きん肉等の輸入  
一時停止措置については、平成 21 年 4 月 6 日付け 21 消安第 271 号消費・  
安全局長通知によりお知らせしているところである。

今般、米国家畜衛生当局から提供された情報により、同州における弱毒タイ  
プの鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、当該輸入停止措置を下記  
のとおり解除するので、動物検疫に当たっては的確な対応をお願いします。

#### 記

#### 1 輸入一時停止措置を解除する対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目  
の鳥類並びに（施行日）以降に孵化したそれらの初生ひなに限る。）
- (2) 平成 21 年 10 月 22 日以降にと殺された家きんの肉及び臓器並びにそ  
れらの加工品
- (3) 平成 21 年 10 月 22 日以降に採卵された家きんの卵及びその加工品

#### 2 羽毛については、輸入検査時の消毒措置対象から除外する。